

#### 埼玉県報

第 3072 号 平成 31 年(2019 年) 1 月 18 日 金曜日

#### 目次

#### 告示

- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 川口都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 保安林の指定の解除予定(森づくり課)
- 保安林の指定予定(森づくり課)
- 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分(建設管理課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 幸手都市計画道路事業の事業認可(道路街路課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 宅地建物取引業者の聴聞(建築安全課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定(熊谷建築安全センター)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)
- O 埼玉県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 (選挙管理委員会)

### 埼玉県告示第三十号

第百十八条の規定により、 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百 自衛官の 募集に 9 七十九号)第百十四条、 1 て 次の とお り 告示する。 第百 七 条及 75

平成三十一 年一月十 八 日

埼 玉 県 知 事 上 田 清

司

### 募集種

自衛官候補 生

### 応募資格

イ する者。 月に達する日の 採用予定月 ただ  $\mathcal{O}$ 属す 日 三十二歳 える月 現在に  $\mathcal{O}$ 翌月の末日 お  $\mathcal{O}$ 者 11 にあ て年齢十 2 現在三十三歳に達 て は、 八歲以上三十三歲未満 採用予定月  $\mathcal{O}$ て 日 11 な カュ  $\mathcal{O}$ 11 5 日 者に 起算し 本国 [籍を有 限る。 て三

者に該当しな 11 もの 口

自衛隊法

(昭和二十九年法

律

第百六十五号)

第三十八条第

項各号に掲げる

#### 採用試験の 方法

1 筆記試験 (国語、 数学、 社会及び作文)

口 口述試験

ハ 適性検査

= 身体検査

兀

募集期間

平成三十一 年 月二十二日 火 から平成三十 年 一月二十八 日 (月) まで

五. 採用予定 月

平成三十一 年三月下 旬 カコ 5 兀 月 上 旬

六 試 験期日並 びに 試 験 場  $\mathcal{O}$ 位 置 及 び 名称

1 試験期日

平成三十 一年二月 日日 金 又 は 同 月 二日  $\widehat{\pm}$  $\mathcal{O}$ 11 ず れ カコ 指定され た 日

口 試験場の位置及 び名称

東京都練馬区大泉学園 町

陸上自衛隊朝霞駐 屯

七 応募者の受付

区常盤四 各市役所 目 + 各 町 番十 村 役場並 五号 浦 び 和 に 自衛 地方合同庁舎三階 隊埼玉地方協力本 電話 部  $\bigcirc$ (埼玉 兀 八 一県さい 八三一 たま市浦 六  $\bigcirc$ 兀 和

及び

地

域事務所に

お

V

て受け付け

る

各 域 事務 所  $\mathcal{O}$ 位置及び

イ 埼玉 県さいたま市大宮区桜木 町二丁目三百七十六番 地 Μ S 1 ド

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話○四八一六五一一二四二○)

口 埼玉県所 沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビ ル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話○四—二九二三—四六九一)

、東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八—四六六—四四三五)

二 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビルニW

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八—五二二—四八五五)

ホ

埼玉県秩

(父市宮側

町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話○四九四—二二—六一五七)

# 埼玉県告示第三十一号

い 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

平成三十一年一月十八日

# 埼玉県告示第三十二号

い 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

平成三十一年一月十八日

# 埼玉県告示第三十三号

で、 11 法第二十条第二項の規定により、 、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同川口市から川口都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

平成三十一年一月十八日

### 埼玉県告示第三十四号

のとおり縦覧に供する。 定による意見の概要につ 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九 いて、 同条第三項の 規定により公告し、 十一号) 第八条第一 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清

司

### 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ三郷店

埼 玉 県三郷市さつき平 丁 自八 百十二番地 八 百三番地

口 平成三十年十 大規模小売店舗立 一月 十九日 地法第二 八条第 月) 実施の 項  $\hat{O}$ 規定によ 地元説明会にて、 る市 町村 住民から意見等があ  $\mathcal{O}$ 意見  $\mathcal{O}$ 概要

### 二 縦覧期間

0

た場合、

十分に配

に慮して

*\* \

ただきますよう要望いたします。

平成三十一 年 月十 八 日 カュ ら平成三十一年二月十八 、日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

# 埼玉県告示第三十五号

 $\mathcal{O}$ で、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。 次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けた

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市浦山字井戸入三〇二四の二、三〇二四の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三

解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

### 埼玉県告示第三十六号

林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 次のように保安林 の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたの 第三十条の規定により告示する。

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

三六五まで、 山入二二九 埼玉県秩父郡皆野 八の 字中東二三八七 \_ から二二九八の三まで、 町 大字金沢字指平二二九五、 二二九九、 二二九六 三三五、  $\mathcal{O}$ 二三六三から二 二二九七、 字金

二 指定の目的

土砂の流出の防備

二 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

次の森林については、

主伐

は、

択

伐による。

字指平二二九五 **(**次の 図に示す部分に限る。  $\overline{\phantom{a}}$ 字金山入二二九 八  $\mathcal{O}$ 

 $(\Box)$ その 他の森林に ついては、 主伐に係 る伐採種を定め な V

一二九九・二三六五(以上三筆に

9

V

て

次の図に

示す部分に

限る。

 $(\Xi)$ 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のも 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の のとする。 所 在す る市 町 村

四 間伐に係るものは、次のとおりとする。

口 立 木 0 伐採  $\mathcal{O}$ 限度並 び に 植 栽 の方法・ 期 間 及 び 樹

仏のとおりとする。

次  $\mathcal{O}$ 巡 及び 「次のとおり \_ は 省 略 関係書類を埼玉 県庁 び

%に備え置いて縦覧に供する。)

# 埼玉県告示第三十七号

定による処分をしたので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。 以 下 公告する。 法」 とい う。 第二十八条第三項

次  $\mathcal{O}$ とおり

平成三十一年一月十八日

埼玉県 知 事 上 田 清 司

処分をした年月 日

平成三十一年一 月十五日

処分を受けた者の商号、 主たる営業所の 所在 地 代表者の氏名及び許可番号

イ

松晃建設 工業株式会社

口 主たる営業所  $\mathcal{O}$ 所 在地

埼玉県戸田市大字新曽百 九十一 番地

ハ 代表者の氏名

梅田 松雄

=許可番号

埼玉県知事 許 可 (般 二十九) 第六三八二号

処分の 内容

法第二十八条第三項  $\mathcal{O}$ 規定に . 基 づ く営業の停 止

1 停 止 を命ずる営業  $\mathcal{O}$ 範囲

建設業に関する営 業  $\mathcal{O}$ 全て

口 停 止 を命ずる期 間

平成三十一年一月二十 九 日 カゝ ら \_ 月三十 日 まで の三月 間

兀 処分の 原因となっ た事実

V たま簡易裁判所から廃棄物 松晃建設工業株式会社及び 同  $\mathcal{O}$ 処理及 社 の代表取締役は、 び清 掃に関する 平 法 成二十九年 律違反に 九月 ょ ŋ 罰金 十二日に  $\mathcal{O}$ さ

式 命令を受け、 平成二十九年九 月二十九日にそ の刑が確定した。

このことは、 法第二十八 条第一項第三号に該当する。

# 埼玉県告示第三十八号

第十四条第三項の規定により公示する。  $\mathcal{O}$ で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条におい 測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた て準用する同法

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計 画 |機関

作業種類 川越市

 $\vec{-}$ 

再設測量

(二級基準点測量一点、 四級基準点測量一点)

 $\equiv$ 作業地域

川越市大字寺尾、 川越市大字砂

兀 作業期間

平成三十年十二月十二日から平成三十一年三月十五日まで

# 埼玉県告示第三十九号

第十四条第三項の規定により公示する。  $\mathcal{O}$ で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である戸田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計画機関

作業種類

二作業種類

公共測量 (一、二級基準点改測業務)

三 作業地域

戸田市

四 作業期間

平成三十一年一月九日から平成三十一年三月二十九日まで

### 埼玉県告示第四十号

おいて準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 る旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施す

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

 $\equiv$ 

作業種類

公共測量 (基準点測量)

 $\equiv$ 作業地域

日高市

兀 作業期間

平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月二十九日まで

# 埼玉県告示第四十一号

第十四条第三項の規定により公示する。  $\mathcal{O}$ で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

鴻巣市

二作業種類

公共測量(数値地形測量、地図情報レベル五百)

三 作業地域

鴻巣市人形四丁目外地内

四作業期間

平成三十年十二月十七日から平成三十一年三月十四日まで

# 埼玉県告示第四十二号

規定により公示する。 和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の 月二十六日終了した旨測量計画機関である鴻巣市から通知を受けたので、測量法(昭平成二十九年埼玉県告示第八百九十四号で公示した公共測量は、平成三十年十一

平成三十一年一月十八日

# 埼玉県告示第四十三号

事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 都市計画

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一施行者の名称

杉戸町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画道路事業三・四・五十四 東武動物公園駅東口通り線

三 事業施行期間

平成三十一年一 月十八日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

# 埼玉県告示第四十四号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一許可番号

第二〇〇九―五十一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市緑区大字大門二千七百八十二番地外三百三十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千三百四十八・六五立方メートル

# 埼玉県告示第四十五号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

許可番号

第二〇〇九―五十二―二号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸五百五十二番地他六百十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七千七百四十立方メートル

# 埼玉県告示第四十六号

分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条の規定による処

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 一聴聞の日時及び被聴聞者

			午前十時
三箇八三四番地八			一月二十五日
埼玉県久喜市菖蒲町	平岡實	むさし野住宅	平成三十一年
務所の所在地被聴聞者の主たる事	の氏名)の氏名(法	号又は名称被聴聞者の商	聴 聞 の 日 時

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館一○一会議室

# 埼玉県告示第四十七号

規定により告示する。 る埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 同条第三項の

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県深谷市本田四千二十六番地

富田 和彦

一 取消年月日

平成三十一年一月九日

# 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

、道路の位置の指定を次のとおり行った。建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ

り、

平成三十一年一月十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

	ı
第五号	指定番号
第四十二条建築基準法	道路の種類
月十一日平一年一	指定の年月日
十番六	指定に係る道路の位置
三十四・五〇	(単位メートル) 指定に係る
	(単位メートル) 指 定 に 係 る

# 埼玉県選管告示第三号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

平成三十一年一月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

老 人 ホ	種
 ム	別
ふるさとの杜 かみのもと 特別養護老人ホーム 社会福祉法人 一心会	施設の開設主体及び名称
百七十三番一埼玉県東松山市大字上野本千八	所 在 地

# 埼玉県選管告示第四号

和二十五年法律第百号)第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙において、公職選挙法(昭 二十九日とする。 定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、同年三月

平成三十一年一月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治